

令和7年12月5日(金)午前9時30分より、12月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地転用計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)について(令和8年2月始期)
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和8年1月9日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 7番 原稔 8番 中山忠文 9番 白石季丈
10番 大石功一 11番 柳繁彰
12番 秋吉良一 13番 重松栄一 14番 平田雅治 15番 平田秀樹
16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行
【欠席委員】 6番 成富敬子 19番 高木晋介

事務局 辻 祐介 南 美栄子

議長 柳 本日の議事録署名人は16番、17番の方をお願いします。

事務局 辻 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名16番、17番)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地転用計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)について(令和8年2月始期)

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自宅への進入路になります。

既に農地の一部が自宅への進入路になっています。申請地は、農地の一部になりますが、周りは宅地、西側が水路に囲まれており、土地改良事業の受益地でもないことから第2種農地判断となります。雨水は西側の既存の水路に放流する計画です。地元の水利組合、区長から無条件での承諾をもらっています。すでに通路となっていることから資金計画、見積書等は0円となっております。

こちらは経緯書付の案件となります。内容については、国土調査以前から通路として利用されていたということです。旧図では西側の水路の横に道路があり、60年ほど前から通路であったということですが、国土調査でなぜ字図から道路がなくなったのか不明ということです。現況は畑ですが字図では宅地となっている部分があります。その部分は、国土調査時は乾燥機小屋が建っていたということで、通路として使ったことはないということです。国土調査担当課に相談をしましたが、修正はできないということで、今回、許可申請をされたということです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 青木委員 特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 令和7年8月に許可されていた農作業用倉庫及び無人販売所になります。緩衝地を設けることによる変更となります。水路に土が落ちないように水路から下がって盛土をするようにし、奥の住宅との境に緩衝地を設けることによる変更になっています。工期については10月完了予定が12月末完了に変更になっています。

計画に変更があったため区長と土木長から改めて水利承諾をもらっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 平田委員 特に問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆1, 338㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

3 番 棚町委員 以前は芝を生産する計画だったと思いますが、申請地の農地は何を作付けされる計画ですか。

事務局 辻 今回の申請地は野菜を作付けされる予定です。芝は一時転用で農地改良をした農地で生産されているようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑2筆890㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

9 番 白石委員 金額が高いことについては、間違いないか確認をしましたが、所有者のお住いの●●市の相場がこれくらいということで、話をされているんじゃないでしょうかということでした。このあたりの農地でこの金額は高すぎるという話はしたんですが本人たちで金額が折り合っているのであればいいということなら、いいのではないかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)について(令和8年2月始期)申請内容説明>

事務局 辻 通常は6月始期と12月始期の2回受付をしていますが、耕作者の変更によるもので、今回2月始期の受付をしたものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり問題ないと思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で問題なしとなりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号1番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については1, 116㎡の田1筆の売買希望です。農地内に共用の用水路があり、田越しで西側の農地に水が行っているようですので幹旋する際に注意する必要がありますと思われる。

議長 柳 ●●地区の看板が建っている農地ですね。

16 番 青木委員 所有者のお母さんと話しましたが、所有者と同級生の業者が建てているようです。2年前ぐらいには、相続登記ができたということで、不動産業者を紹介してください

いという相談を受けたことがあります。

議長 柳 農業委員会に斡旋の相談があつていまして、農地として買う人を探さないといけません。転用できる場所かもしれませんが。

4 番 中原委員 周りでは、米をつくっていますよね。奥の農地に水が超えていかないといけないなら転用もできませんよね。

事務局 辻 事務局では、転用の話は聞いていませんので、農地としての売買であれば斡旋申出を出してくださいということで提出があつていまして。

議長 柳 あっせん委員は青木委員と中原委員の2名にお願いします。続きまして、議案第5号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号2番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番については759㎡の畑1筆の貸借希望です。通路がなく、どうしようもないため斡旋申出をされています。

議長 柳 通路がないから畔越しで渡らないといけないので、まわりの農地を耕作している人でないと難しいですね。

10 番 大石委員 北側の道に接している農地3枚を耕作している人でないと耕作できないでしょう。堤防からは降りれないでしょうし。

事務局 辻 以前は堤防のふちを通れていたそうですが、現在は荒れていて通れないそうです。

議長 柳 あっせん委員は、平田和昭委員と原委員にお願いします。まわりの農地の耕作者に声を掛けてください。続きまして、議案第5号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号3番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については307㎡の内198㎡の畑で農地の一部の貸借希望です。家庭菜園になっていた部分を耕作する人がなくなったということでの申出です。

議長 柳 307㎡の内198㎡というのはどういうことですか。

事務局 辻 農地の一部を家庭菜園として近所の人に管理してもらっていたようです。

10 番 大石委員 農家は借りない面積ですね。

議長 柳 あっせん委員は白石委員と平田秀樹委員にお願いします。難しいと思いますがお願いします。続きまして、議案第5号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号4番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番については1,810㎡の1筆で貸借希望です。表作は水が入るため野菜は無理ということで、水稻、裏作はなんでもいいんですが、周りは野菜を作っているそうです。賃料は1反あたり米1俵を希望されています。あと水利費の負担をしてほしいということで1反当り3,000円ほどかかるそうです。

議長 柳 あっせん委員は中原委員と大石委員にお願いしたいと思いますが。

10 番 大石委員 大字は●●地区分ですが、●●地区の人は耕作していません。担当は■●地区の

方がいいと思います。

4 番 中原委員 ■■地区の人が周りを耕作しているので私が担当します。

10 番 大石委員 中原委員、手伝います。

議長 柳 それでは、あっせん委員は中原委員と大石委員と辻委員にお願いしたいと思
います。続きまして、議案第 5 号 5 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 5 号 5 番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 5 番については借入希望です。大刀洗校区、菅野区の借り入れを希望されていま
す。

議長 柳 ●●地区の方ですが、菅野区を希望している理由は聞いてますか。

事務局 辻 元々は大刀洗校区の農地を希望されていましたが、親戚が菅野区にいるため、菅
野区の農地を最近借りていますので、菅野区に行く間の農地でもいいという話を聞
いています。

16 番 青木委員 37 歳ぐらいの若い認定農業者です。

議長 柳 若いですね。それではあっせん委員は平田和昭委員、青木委員、中原委員にお願
いしたいと思います。お願いします。続きまして、議案第 5 号 6 番の説明をお願い
します。

<事務局 議案第 5 号 6 番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 6 番については買入、借入希望です。大刀洗校区の米、麦、大豆を作る農地を
希望されています。

議長 柳 あっせん委員は私と棚町委員と中山委員にお願いしたいと思います。申出者は、
野菜を作っていましたが、年をとって「もうだめだ」ということで、野菜も少し作
りますが、米麦も作りますと言っていました。私の担当地区には無いので、大刀洗
校区の中でありましたらお願いします。続きまして、報告第 1 号の説明をお願いし
ます。

<事務局 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。